

○神石高原町雇用促進奨励金交付要綱

平成28年3月18日

告示第28号

改正 平成28年4月1日告示第109号

(目的)

第1条 この告示は、町民の地元での正規雇用従業員としての雇用及び町外在住者の神石高原町への定住を促進し、人口減少を抑制するため、新規雇用を行った対象事業所及び新規学卒者本人に対し、予算の範囲内において、神石高原町雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規雇用従業員 雇用主から期間の定めのない正規の従業員として雇用され、就業規則等に基づく長期雇用を前提とした待遇（賃金の算定方法、支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給又は昇格等）を受ける雇用保険、社会保険の被保険者となる者をいう。
- (2) 期間の定めのない正規の従業員として雇用される内容 従業員本人の自由意思により定年まで働き続けられる内容をいう。また、雇用期間を定めたとしても、従業員本人の自由意思により更新されることを明記された書面は、期間の定めのないものと同じとする。
- (3) 新規学卒者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（高等部に限る。）、大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校（以下「学校等」という。）を卒業した年の6月末日までに町内に住所を有している者をいう。
- (4) 対象従業員 次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 正規雇用従業員として雇用された事業主と同居の親族以外の者であること。ただし、後継者育成のための特例として、事業主が尊属以外の親族を前号に定める内容で雇用し、後継者として指定した場合は、1事業所1名限り対象とすることができる。この特例の場合、奨励金の交付を受けるまでに当該事業所の事業主又は役員となっても差し支えない。
 - イ 本町の住民基本台帳へ記載があること。町外の者を正規雇用従業員とした場合は、正規雇用従業員とした日から6箇月以内で本町の住民基本台帳へ記載されていること。ただし、新規学卒者の場合は、前項の定めによるものとする。
 - ウ 過去に、奨励金交付に至った正規雇用従業員ではないこと。ただし、

交付を受けた後に奨励金を返還されている場合は、奨励金交付に至った正規雇用従業員ではないものとする。

- (5) 交付対象事業所 次のいずれにも該当する事業所をいう。
- ア 町内に住所を有する事業所及び町内に一定規模の工場等を有する町外に本社のある事業所であること。
 - イ 雇用保険及び社会保険適用事業所であること。
 - ウ 対象従業員を雇用する事業所であること。ただし、新規学卒者の場合は、学校等を卒業した年の6月末日までに雇用していること。
 - エ 町税を完納している事業所であること。
 - オ 神石高原町工場等設置奨励条例（平成16年神石高原町条例第178号）の奨励指定期間又は町から当該事業所の運営（人件費を含むもの）に係る補助を受けている期間が、奨励金交付の申請日から交付日までの期間において重複しないこと。ただし、対象新規学卒者に対する奨励金の交付についてはその限りでない。
 - カ 国の機関及び地方公共団体ではないこと。
 - キ 清算、破産、再生、更生、承認援助又は特別清算に関する手続中ではないこと。
 - ク 事業主又は役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員に該当していないこと。また、社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - ケ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当していないこと。
 - コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者でないこと。
 - サ その他町長が不適切と認める事業所でないこと。
- (6) 基準日 正規雇用従業員とした者が本町の住民基本台帳へ記載のある場合は正規雇用従業員とした日、町外の者である場合は正規雇用従業員とした日から6箇月以内に本町の住民基本台帳へ記載された日をいう。
- (7) 一定規模の工場 20人以上を雇用する工場をいう。

(奨励金の額)

第3条 町長は、対象従業員を雇用している交付対象事業所に対し、奨励金として対象従業員1人につき20万円（対象従業員が新規学卒者の場合は30万円）及び新規学卒者へ30万円を交付する。

(認定申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする事業所の事業主は、基準日から6箇月以内に、神石高原町雇用促進奨励金交付対象事業所認定申請書（様式第1号）

に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、新規学卒者の場合は、学校等を卒業した年の10月末日までとする。

- (1) 誓約書(様式第2号)
 - (2) 対象従業員一覧表(様式第3号)
 - (3) 対象従業員の正規雇用従業員として雇用したことを証する書類(雇用契約書又は労働条件通知書等)の写し
 - (4) 対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - (5) 対象従業員の健康保険被保険者証の写し
 - (6) 対象従業員の住民票(抄本)の写し(申請日の1週間前以降に発行のもの。なお、本籍及び続柄の記載は必要としない。)
 - (7) 当該事業所の就業規則の写し ただし、当該事業所が常時使用している従業員数10人未満の事業所で就業規則を作成していない場合は省略できるものとする。
 - (8) 申請事業所(個人事業所の場合は申請者個人)の町税に滞納のない証明書(様式第9号)(申請日の1週間前以降に発行のもの)
 - (9) 申請事業所の履歴事項全部証明書(法人の場合)
 - (10) 雇用直前に修了した学校の卒業を証明する書類の写し(新規学卒者の場合)
 - (11) 町内から通勤していることを証する書類(通勤届等)の写し(町外の工場等に雇用されている場合)
- 2 町長は、前項に定める書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(交付対象事業所の認定)

第5条 町長は、前条に定める認定申請の提出があったときは、当該書類の内容を審査し、奨励金の交付対象事業所であると認めたときは、神石高原町雇用促進奨励金交付対象事業所認定通知書(様式第4号)により事業主に通知するものとする。

- 2 当該書類の内容が奨励金の交付対象事業所でないと認めたときは、神石高原町雇用促進奨励金交付対象事業所不認定通知書(様式第5号)により事業主に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項に定める認定通知を受けた事業主が、第8条の交付決定を受ける前に、申請した正規雇用従業員が対象従業員でなくなったとき又はその他の事由により、申請を取り下げようとするときは、神石高原町雇用促進奨励金認定申請取下書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(交付申請)

第7条 第5条第1項に定める認定通知を受けた事業主は、対象従業員の基準日から12箇月後以降に、神石高原町雇用促進奨励金交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象従業員一覧表（様式第3号）
- (2) 公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳の写し（対象従業員の基準日から12箇月後以降に発行のもの。事業を継承する者が事業主となった場合は不要）
- (3) 対象従業員の住民票（抄本）の写し（対象従業員の基準日から12箇月後以降に発行のもの。なお、本籍及び続柄の記載は必要としない。）
- (4) 報告事業所（個人事業所の場合は報告者）の町税に滞納のない証明書（様式第9号）（申請日の1週間前以降に発行のもの）

2 対象従業員が新規学卒者の場合は、前項に定める申請に加えて、通知を受けた年の12月1日以降同月10日までに、神石高原町雇用促進奨励金雇用状況報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳の写し（通知を受けた年の12月1日以降に発行のもの。）
- (2) 対象従業員の住民票（抄本）の写し（通知を受けた年の12月1日以降に発行のもの。なお、本籍及び続柄の記載は必要としない。）

3 町長は、前2項に定める書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（交付決定）

第8条 町長は、前条に定める申請書及び報告書の提出があったときは、当該書類の内容を審査し、適正であると認めたときは、奨励金の交付を決定し、神石高原町雇用促進奨励金交付決定通知書（様式第10号）により事業主に通知するものとする。

2 当該書類の内容が適正でないと認めたとき又は前条に定める交付申請前に第6条に定める取下書の提出があったときは、神石高原町雇用促進奨励金不交付決定通知書（様式第11号）により事業主に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第9条 前条第1項に定める交付決定の通知を受けた事業主は、速やかに神石高原町雇用促進奨励金交付請求書（様式第12号）を町長に提出するものとする。

（奨励金の経理等）

第10条 奨励金の交付を受けた者は、奨励金に係る経理についての収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、これらの書類を奨励金の交付を受けた

日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(奨励助成金の返還)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由を認めるときは、神石高原町雇用促進奨励金交付決定取消(返還)通知書(様式第13号)により交付対象事業主に通知し、その事由に該当する全額の返還を求めることができるものとする。ただし、町長が特別に認める場合は返還を求めないこととする。

(1) 奨励金交付を受けた後であっても申請内容に虚偽が判明した場合

(2) その他町長が不相当と認めた場合

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の日の前日までに、神石高原町雇用促進奨励助成金交付要綱(平成22年神石高原町告示第117号)又は神石高原町新規学卒者雇用奨励助成金交付要綱(平成27年神石高原町告示第17号)の規定により奨励金の交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

(要綱の廃止)

3 神石高原町雇用促進奨励助成金交付要綱(平成22年神石高原町告示第117号)及び神石高原町新規学卒者雇用奨励助成金交付要綱(平成27年神石高原町告示第17号)は、その規定によるすべての奨励金交付の完了をもって廃止する。

附 則(平成28年4月1日告示第109号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。